

○常総市電子入札実施要綱

平成22年11月1日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負及び測量・建設コンサルタント業務の委託について入札に付する手続を電子入札システムにより行う場合において、常総市契約規則（平成17年水海道市規則第130号。以下「契約規則」という。）、常総市一般競争入札実施要綱（平成14年水海道市告示第20号。以下「実施要綱」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 入札に係る案件の登録から参加の申請、入札及び落札者の決定までの事務をインターネットに接続したコンピュータを使用して処理する入札手続をいう。
- (2) 電子入札システム 電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。
- (3) 入札参加者 電子入札システムを利用して入札に参加する者をいう。
- (4) 紙入札 書面による入札書等を提出することによって行う従来の入札手続をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象は、市が発注する建設工事の請負又は測量・建設コンサルタント業務の委託のうち、常総市建設工事等指名業者選考委員会規程（昭和55年水海道市訓令甲第4号）第1条の規定により設置する常総市建設工事等指名業者選考委員会を選定し、市長が適当と認めたものとする。

(利用者登録)

第4条 入札参加者は、あらかじめ市長に届出を行い、電子入札システムを利用するための利用者登録を受けなければならない。

(入札の公告等)

第5条 市長は、一般競争入札を電子入札によって行う場合において、契約規則第6条第1項の規定により入札の公告をしようとするときは、電子入札の申請等に係る期間又は日時、提出書類その他電子入札の手続について必要な事項を明示するものとする。

2 市長は、指名競争入札を電子入札によって行う場合において、契約規則第18条第1項の規定により入札に参加する者を指名しようとするときは、電子入札によって行う旨及び電子入札の申請等に係る期間又は日時、提出書類その他電子入札の手続について必要な事項を通知するものとする。

(一般競争入札参加資格確認申請書の提出)

第6条 市長は、一般競争入札を電子入札によって行う場合は、入札参加者に電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請書を提出させるものとする。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書に添付すべき書類は、電子入札システム、郵送又は持参のいずれかにより提出することができる。

(資格審査等)

第6条の2 一般競争入札を電子入札によって行う場合における入札参加資格の審査については実施要綱第10条の規定を、入札参加資格の審査の結果の通知については実施要綱第11条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、実施要綱第10条第2項中「第8条第3項の規定による受付期間」とあるのは「常総市電子入札実施要綱第5条第1項に規定する電子入札の申請等に係る期間」と、実施要綱第11条第1項中「一般競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)」とあるのは「電子入札システム」と読み替えるものとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札を辞退しようとする場合は、電子入札システム、郵送又は持参により辞退届を提出しなければならない。

(入札書の提出等)

第8条 市長は、電子入札を行う場合は、契約規則第10条第1項(契約規則第19条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入札参加者に電子入札システムにより入札書を提出させるものとする。

2 前項の場合において、入札書が提出された時点は、入札価格その他の所定の情報が市の使用するコンピュータに備えられたファイルに記録がなされた時として取り扱うものとする。

3 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等が行われた時点について準用する。

(申請等の取消し又は変更の制限)

第9条 入札参加者は、電子入札システムにより行った申請、届出、入札等を取り消し、又は変更することができない。

(紙入札)

第10条 市長は、入札参加者において、コンピュータ等の機器の故障、インターネットへの接続不良その他やむを得ない事由によって電子入札システムを利用することができないと認める場合は、当該入札参加者について紙入札による参加を承認することができる。

2 市長は、市のコンピュータ等の機器の故障、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由によって電子入札を続行することが困難な場合は、これを紙入札によって行うものとする。

(入札の無効)

第11条 電子入札において無効とする入札は、契約規則第11条（契約規則第19条において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事費等内訳書の提出を義務付けている場合で、工事費等内訳書を提出せずに入札をしたとき又は工事費等内訳書の金額が入札書の価格と異なっているとき。

(2) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をしたとき。

(3) 対象とする同一の工事等において電子入札システムによる入札と紙入札をしたとき。

(4) 電子入札システムの不正な利用又は利用者登録がされている者以外の者による利用があったとき。

(開札)

第12条 電子入札における開札は、電子入札システムによって行うものとし、入札事務に関係のない職員が立ち会わなければならない。

2 前項の場合において、紙入札によって参加した者がいるときは、あらかじめ、その者が提出した入札書に係る価格その他の事項を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

3 工事費等内訳書の提出を義務付けている場合は、開札と同時に工事費等内訳書を確認するものとする。

(再度入札)

第13条 電子入札における再度の入札は、契約規則第12条（契約規則第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その都度、入札公告に定める方法によって行うものとする。

(落札者の決定)

第14条 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した者がいるとき

は、次条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による場合を除き、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

（くじ引き）

第15条 電子入札における令第167条の9（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合のくじ引きは、電子入札システムによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、電子入札システムによるくじ引きが困難であると認める場合は、別に日時及び場所を指定してくじ引きを行わせることができる。

（電磁的記録の使用）

第16条 契約規則第15条（契約規則第19条において準用する場合を含む。）の入札経過書その他電子入札における書類の作成は、電磁的記録によって行うことができる。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第21号）

この告示は、令和4年3月1日から施行する。